

00711

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則 告示

規則

温泉法施行細則の一部改正

種畜證明書の書換交付

種畜證明書の返納

土地改良区定疑麥更認可

土地改良事業認可

土地改良区定款変更等認可

土地改良事業計画の縦覽

目

次

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和二十四年六月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第七条中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 法第十六条第一項の規定により、温泉管理者は、毎年四月一日現在の温泉ゆう出量、温度、利用状況等を別記様式第七号により源泉ごとに、四月二十日までに知事に報告しなければならない。

様式第五号中「温泉のゆう出量」を「温泉のゆう出地」に改める。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とする。

様式第六号の次に様式第七号として次のように加える。

様式第七号

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県規則第五十七号

一 溫泉狀況報告書
住所

00713

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条
第二項の規定により、大井手土地改良区の定款変更について、昭和二十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

昭和二十九年十二月三日

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条
第二項及び同法第四十八条第三項において準用する第十
一条第一項の規定により、淀江町西原土地改良区の定款変
更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二
十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

書番号	種畜證明	名号	品種	申請理由	飼養者住所氏名
昭二九鳥地 第一号	廣 満 和種 に輸出の ため	黒毛 沖繩政府 飼養者住所氏名	飼養者住所氏名	飼養者住所氏名	飼養者住所氏名
四	日置	木	武	飼養者住所氏名	飼養者住所氏名
九	野高	木	武	飼養者住所氏名	飼養者住所氏名
二五	森藤	木	武	飼養者住所氏名	飼養者住所氏名

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六
条の二第三項において準用する第十一条第一項の規定によ
り、東伯郡赤崎町の行う土地改良事業について、昭和二
十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条
第二項及び同法第四十八条第三項において準用する第十
一条第一項の規定により、淀江町西原土地改良区の定款変
更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二
十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

00712
第2572号

2

職業 氏名

告示

（法人にあつてはその名称、事務所所在地、代表者住所氏名を記載すること。）

一 温泉ゆう出量

一 温泉ゆう出地

一 源泉の名称

一 溫泉ゆう出量

一 溫泉ゆう出地

一 溫泉ゆう出量

一 溫泉ゆう出地

一 利用施設の数 公共用 箇所 その他 箇所
一 利用者が異なる場合は、その利用者の住所氏名及び
利用施設の状況

右の通り温泉法第十六条第一項の規定により報告しま
す。

年 月 日

右 氏

名 (印)

鳥取県知事 宛

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第五百九十一号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県副知事 鈴木 武

種畜証明 書番号	名号	品種	旧飼養者 住所氏名	新飼養者 住所氏名
昭二九 鳥地 第二号	伯富	黒毛 和種	鳥取県東伯郡東 郷町	鳥取県倉吉市岡 朝倉 富雄
"	八	伯栄	"	"
"	泰広	"	東伯町 森下 栄	金町 小林 武治
"	八	"	赤崎町 前田 卵市	日野郡溝 清水保五郎
"	十二	"	"	"

鳥取県告示第五百九十二号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県副知事 鈴木 武

昭和29年12月3日 金曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十三号）附則第二項の規定により、西伯郡大和村大字平岡赤木正明外十四人の者から宝瀬溜池土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 縦覽に供すべき書類の名称
- 〔一〕 土地改良事業計画書の写
- 〔二〕 定款の写
- 二 縦覽の期間
- 三 縦覽の場所
- 四 異議の申立

昭和二十九年十二月四日から十二月二十三日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發 行 島 取 県 島 取 市 東 町
刷 刷 者 縣 島 取 市 東 町
所 所 取 縣 市 東 町 取 縣
鳥 取 市 東 町 印 刷 所

利害関係人において公告に係る決定に對して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。